



大田区議会テレビ中継実施要綱

決定 平成6年12月16日
 改正 平成17年3月7日
 改正 平成21年5月19日
 改正 平成25年6月7日付け25大議発第10151号議長決定
 改正 平成26年2月19日付け25大議発第10690号議長決定
 改正 令和元年5月22日付け31大議発第10160号議長決定
 改正 年 月 日付け 大議発第 号議長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区議会がより開かれた議会を目指し、本会議等を区民に身近な場所で映像により提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(放映対象)

第2条 放映対象は、本会議、予算・決算特別委員会その他議長が必要と認めるものとする。

(放映場所)

第3条 放映場所は、区役所本庁舎・1階ロビー、大田区民ホール、各特別出張所、大田区産業プラザ及び大田区総合体育館とする。

(放映時間)

第4条 放映時間は、原則として開会時間から午後5時までとする。ただし、閉会時間が午後5時を超える場合の別表左欄に掲げる放映場所については、同表右欄に掲げる放映時間とする。

(機器操作)

第5条 カメラ・ビデオ等機器類の操作は、専門の技術者もしくは事務局職員とする。

(テロップ表示)

第6条 質問議員及び答弁理事者の映像には、原則として氏名(会派名・役職名)をテロップにて表示する。ただし、質疑応答が短時間に繰り返される場合は、省略することができる。

(録画)

第7条 画像は、電磁的記録媒体により記録し、記録した媒体は、4年間保存する。

2 前項の電磁的記録媒体は、視聴を希望する者に公開することができる。

(インターネットによる公開)

第8条 画像は、インターネットにより公開することができる。

2 前項により公開した画像の公開期間は、公開の日から4年間を限度とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、その都度、議会運営委員会が決定する。

付 則

この要綱は、平成7年第3回定例会第1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日以降に開かれる最初の本会議から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月20日以降に開かれる最初の本会議から施行する。

付 則（平成25年6月7日付け25大議発第10151号議長決定）

この要綱は、平成25年6月12日以降に開かれる最初の本会議から施行する。

付 則（平成26年2月19日付け25大議発第10690号議長決定）

1 この要綱は、平成26年2月20日以降に開かれる最初の本会議から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の第8条の規定により公開され、現に公開中の画像の公開期間は、改正後の第8条第2項の規定による。

付 則（令和元年5月22日付け31大議発第10160号議長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（ 年 月 日付け 大議発第 号議長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第4条関係）

放映場所	放映時間
区役所本庁舎・1階ロビー（南側）	開会から午後7時まで
大田区民ホール	開会から午後10時まで
大田区産業プラザ	
大田区総合体育館	開会から午後9時まで

○大田区議会テレビ中継実施要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">大田区議会テレビ中継実施要綱</p> <p>決定 平成6年12月16日 改正 平成17年3月7日 改正 平成21年5月19日 改正 平成25年6月7日付け25大議発第10151号議長決定 改正 平成26年2月19日付け25大議発第10690号議長決定 改正 令和元年5月22日付け31大議発第10160号議長決定 <u>改正 年 月 日付け 大議発第 号議長決定</u></p> <p>(趣旨) 第1条から第6条まで<省略> (録画) 第7条 画像は、<u>電磁的記録媒体</u>により記録し、記録した<u>媒体</u>は、4年間保存する。 2 前項の<u>電磁的記録媒体</u>は、視聴を希望する者に公開することができる。 第8条から第9条まで<省略> 別表<省略></p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>この要綱は、決定の日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">大田区議会テレビ中継実施要綱</p> <p>決定 平成6年12月16日 改正 平成17年3月7日 改正 平成21年5月19日 改正 平成25年6月7日付け25大議発第10151号議長決定 改正 平成26年2月19日付け25大議発第10690号議長決定 改正 令和元年5月22日付け31大議発第10160号議長決定</p> <p>(趣旨) 第1条から第6条まで<省略> (録画) 第7条 画像は、<u>DVD</u>により記録する。 記録した<u>DVDメディア</u>は、4年間保存する。 2 前項の<u>DVDメディア</u>は、視聴を希望する者に公開することができる。 (インターネットによる公開) 第8条から第9条まで<省略> 別表<省略></p>